

境
土
産

025858-000-0

特53-352

境土産

小泉 憲貞 / 編

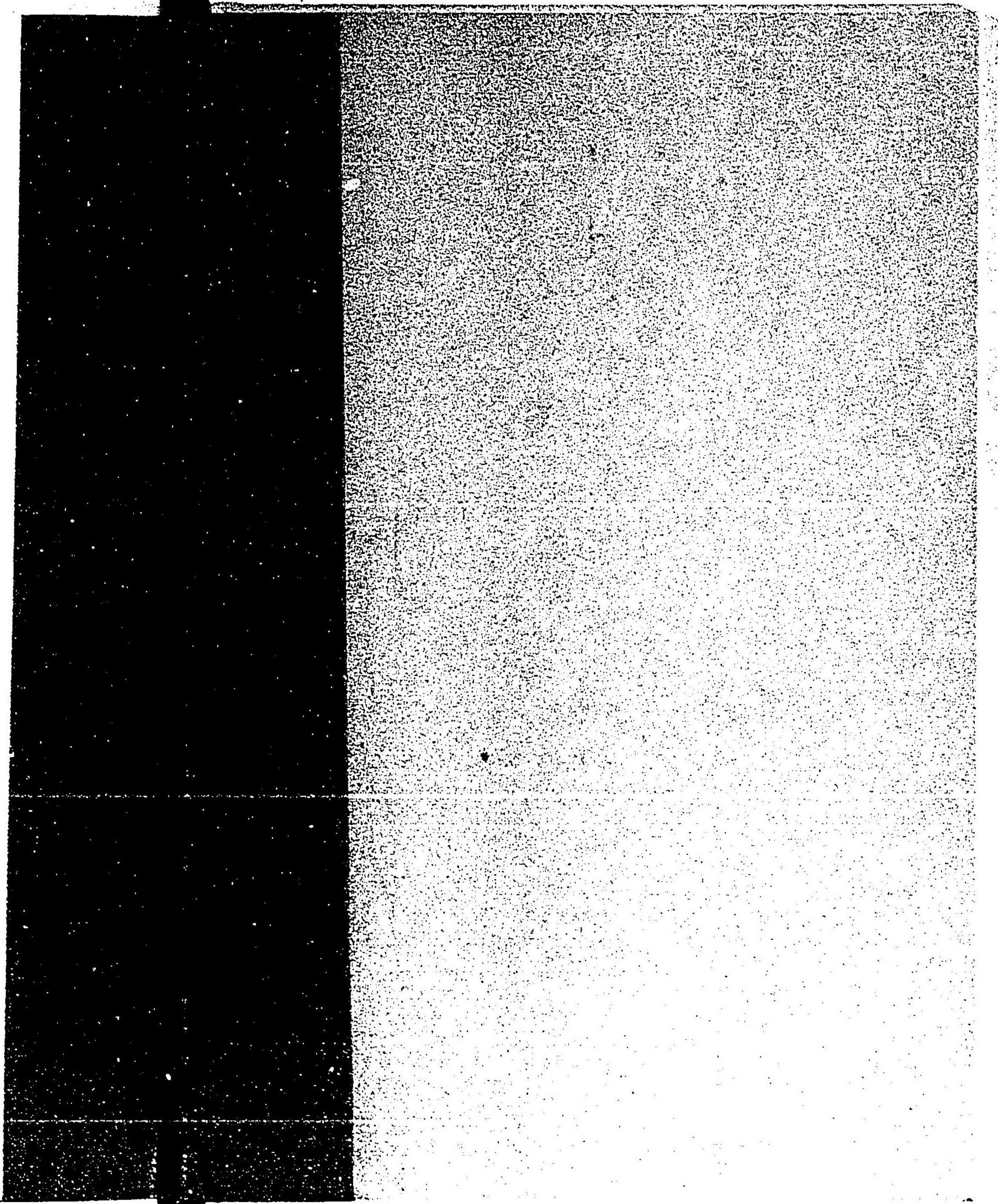
M37

ADC-3411



特

3



境土產

◎特別廣告

◎◎◎山陰五州避暑案内◎◎◎

右脱稿ニ付島根縣大原郡木次町木次活版所にて印刷中製本
出來濟ノ上ハ本月中夫々發送ノ豫定ニ有之候間此段謹告ス

明治三十七年六月一日

島根縣西伯郡境町六百八十五番屋敷

發行所

私立境圖書館

同館編輯部

◎見よ見よ◎讀めよよめよ

◎我が◎の特色

●特別廣告

●山陰五州避暑案内●

右脱稿ニ付島根縣大原郡木次町木次活版所にて印刷中製本
出來濟ノ上ハ本月中夫々發送ノ豫定ニ有之候間此段謹告ス

明治三十七年六月一日

鳥取縣西伯郡境町六百八十五番屋敷

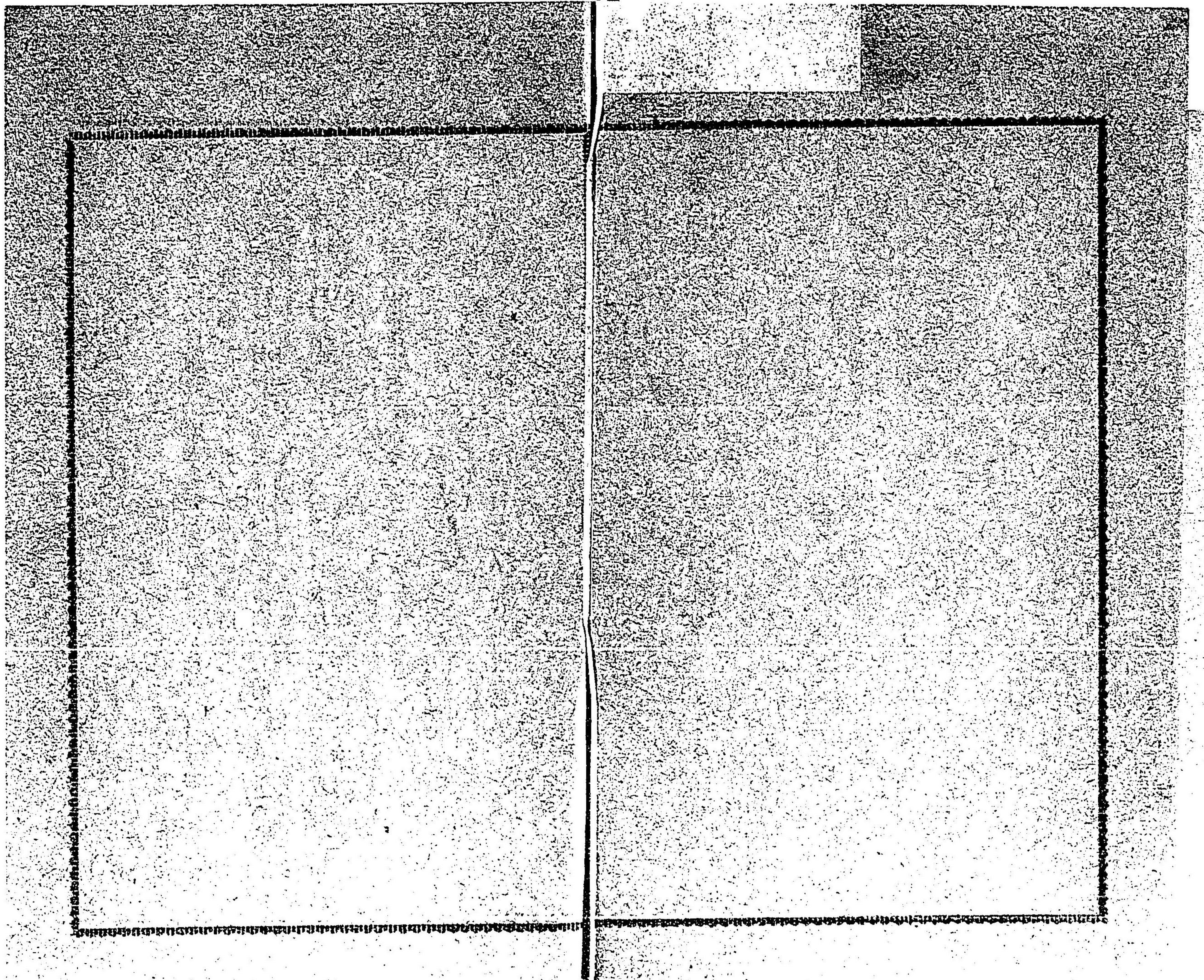
發行所

私立境圖書館

同館編輯部

●見よ見よ●讀めよよめよ

●我が
の特色



明治三十五年

の秋

に境土産を草稿せしむ

に埋没せしが日露戦争此際地

理を知らんと欲す故に滿洲地圖を探る折り該

草稿乃手に觸れしより再び机上に登れり即ち

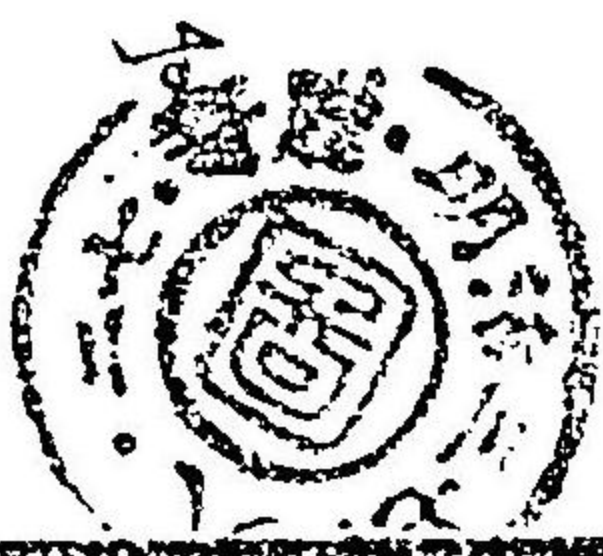
之れが添削増補の結果反古界を脱して此の世

に出でし朝に産聲を聞き夕に没する短命兒

に髣髴たらんか依て序とす

明治三十七歲甲辰初夏

編者



中蔵憲貞

東京

境 土 産 目 次

- 第一 市街の位置、土地總反別、戸數、人口
- 第二 日本海岸に於ける境港の位置
- 第三 氣 候
- 第四 船舶出入及碇泊の便利
- 第五 碇泊し得べき船舶の概數
- 第六 貨物陸揚の位置
- 第七 海陸運輸の便利
- 第八 貨物集散及船舶出入の數
- 第九 近傍物産
- 第十 都會の遠近及海陸哩里
- 第十一 鐵 道
- 第十二 銀行、會社
- 第十三 教育界

- 第十四 諸官衛
- 第十五 町役場
- 第十六 倉庫
- 第十七 神社
- 第十八 寺院
- 第十九 名勝
- 第二十 古蹟
- 第二十一 公園地計畫及遊園
- 第二十二 海水浴
- 第二十三 飲料水
- 第二十四 造船場沿革
- 第二十五 航當港へ始て投錨す
- 第二十六 山櫻木の和歌と俘虜の取扱と境港の名物



産

小泉法道居士編輯

○第一 市街の位置、土地總反別、戸數、人口、
 内港の南岸外港の西岸、即ち鳥取縣西伯郡境町なり、
 土地總反別一百二十一町六畝廿九步此地價金三万四千七百六十錢二厘三
 十七年五月一日現在、幅員東西二十三丁四十五間南北九丁二十五間
 戸數、二千三百四十戸
 人口、五千九百四十八人
 内 男二千七百八十二人
 女三千百五十八人

○第二 日本海岸に於ける境港の位置
 日本海岸西部樞要の外國貿易港たる境港は鳥取縣西伯郡に屬し伯耆
 の相接する所海水凹入して一大灣をなす其口を港とす弓濱沙嘴の盡頭に在

(明治三十六年十二月三十一日現在)

り北に島根連山屏風の如く以て北海の怒濤を防ぐ港腹は内外の河海相通じ北面を内港と云ひ東面を外港と稱す島根縣出雲國八束郡の半島美保關岬より鳥取縣西伯郡淀江町岬以西の内灣にして東西三里許南北凡う一里余最も船舶の常に碇泊するは境町東面一里余南北十五丁余の間にして其海底凡う平均四十尺なり内港は島根縣八束郡森山村との海峽にして東西一里余南北平均三丁余深さ平均三十尺波靜にして能く大艦巨船を碇繋すへし此地實に天然の停船場たる而已ならず又海陸物貨出入の好位置を占めたり即ち其地は山陰の中央に位し北遙に隱岐群島を控へ西には松江平田杵築今市東には淀江御來屋赤碕橋津倉吉鳥取南には安來米子の諸市を環らし因伯雲隱四州に於ける海運陸輸の中心なり

今陸路の便を云へば境町より南四里十二丁に米子あり此間平坦砥の如し官設鐵道境松崎間四十七哩は開通す米子は伯耆第一の名邑にして人烟稠密百貨輻湊す此地境港と相待ちて共に便利を極むる事猶東京の横濱に於ける大坂の神戸に於ける如く一は腹藏の如く一は咽喉の如く能く百貨を集散して

○第三 氣 候

「境測候所」

(明治十九年より三十三年に至る十五ヶ年間成績)

空氣の壓力

(托)

全年平均 七六二・〇

空氣の溫度 九

全年平均 一四・三

空氣の溫度 (攝氏) 雲量

全年 平均七・一

空氣濕度 雨雪の量(托)

全年

平均一九〇七、五

風の速度

全年

平均三、二

明治三十六年

全年平均温度一四、二

○第四 船舶出入及碇泊の便利

出入最も好便にして未だ曾て碇泊に困難を感じたるものあるを聞かず只内港の入口土砂堆積する事凡そ貳反歩程ために登簿七百噸以上の大船巨船に至ては凡て外港に碇泊す海底岩石等曾てなし

○第五 碇泊し得べき船の概數

積量の大小に従ひ港内碇泊船の區別内港は七百噸以下の西洋形船舶及日本形船舶にして凡そ四千艘内外、外港は七百噸以上の西洋形船舶にして凡そ二千艘内外なり

○第六 貨物陸揚の位置

境町沿岸全体但し新設の海岸物揚場四間幅東西延長七百八十間日本海の海

岸否全國各港に斯く直線延長の物揚場は稀なりと云ふ

○第七 海陸運輸の便利

共に四通八達にして神戸小樽線には日本郵船會社汽船定期航海寄港す神戸境線には大坂商船會社汽船定期航海あり尙又其他汽船會社の各汽船定期航海あり隠岐境線には隠岐汽船會社汽船定期航海す同會社は境舞鶴間も定期航海をなせり但し内海航路の各小蒸氣船は松江安來米子美保間毎日數回渡着す

○第八 貨物集散及船舶出入の數

三十二年中商品

輸出價格總計 一八、三二四、一四九

輸入價格總計 六、八六四、三七九

輸出入價格合計 千五百十七萬八千五百二十八圓

全年中船舶出入の數

出 船 汽 船

變數 噸數

六六九 二七〇、〇四三

西洋形船 日本形船 五十石以上

變數 噸數 雙數 噸數

八三 一〇、七九〇〇 一、五九〇 三四九、六六五

大船 汽船 西洋形船 日本形船

六五 二七三九 八五 二〇五 一五〇 三〇九六〇

第九 近傍物産

米穀、綿花、木綿、全織物、繭、生糸、鐵、鋼、銃、葉烟草、人參、鑽石、海產物、陶器、酒類、繩、蓆、叭、木材、石材、醬油。

第十 都會の近遠及海陸哩里

島根縣松江市へ六里二十二丁、鳥取縣米子町へ四里十二丁、全縣鳥取市へ三十里〇三丁、姫路市へ五十二里〇三丁、神戸市へ六十六里二十八丁、大坂市へ七十七里〇五丁、伏見へ八十七里〇九丁、京都市へ八十九里二十八丁、大津

へ九十三里二十二町、名古屋市へ百三十二里四十四間、東京市(新橋區)へ二百三十二里十八丁四十五間、「前兩所は鐵道に依る」

鷺浦四十五哩、温泉津七十哩半、濱田八十九哩半、萩百三十七哩、門司二百

〇三哩、多度津三百五十五哩、神戸四百三十七哩、大坂四百四十九哩、下ノ關敦賀百

四十三哩、伏木二百九十三哩、新潟三百二十五哩、函館五百二十七哩、小樽七

百四十九哩、横濱下ノ關を経て九百哩、

西郷(直航)四十四、知夫三十五、浦郷四十、半知々井四十九、九分三別府五十

八、三分六菱六十、三分六西郷七十六三分六。

淀江十三、赤碕二十八、橋津三十四、加露五十四、諸寄六十四哩。

隣村上道村中央十二丁、廿七間、外江村中央二十九丁三十四間、

第十一 鐵道

陰陽線は明治三十五年十一月一日より境御來屋間開業同三十六年八月廿八日より御來屋八橋間開業同年十二月二十日より八橋倉吉間開業同三十七年三月十五日より倉吉松崎間開業此延長哩程四十七哩、

線路各驛乗車賃金表左に示す

陰陽線乗車賃金表

驛名	等級		境	大篠津	後藤	米子	熊鷹	淀江	御來屋	下市
	一	二								
大篠津	二	三	四	二	二	三	三	三	三	三
後藤	二	三	四	二	二	三	三	三	三	三
米子	二	三	四	二	二	三	三	三	三	三
熊鷹	二	三	四	二	二	三	三	三	三	三
淀江	二	三	四	二	二	三	三	三	三	三
御來屋	二	三	四	二	二	三	三	三	三	三
下市	二	三	四	二	二	三	三	三	三	三

驛名	等級		境	赤碓	八橋	由良	倉吉	松崎
	一	二						
赤碓	二	三	四	二	二	三	三	三
八橋	二	三	四	二	二	三	三	三
由良	二	三	四	二	二	三	三	三
倉吉	二	三	四	二	二	三	三	三
松崎	二	三	四	二	二	三	三	三

○第十二 銀行、會社

境通商銀行。第三銀行境支店。松江銀行境支店。中國貯蓄銀行境支店。山陰貯蓄銀行境代理店。境貿易株式會社。境製糸合資會社。境印刷株式會社。隱岐汽船株式會社境支店其他合名會社或は代理店等一々枚舉するに違わらず

○第十三 教育界

學校發端明治五年三月十二日を下して境郷校を杉山雅宜宅に開設す之を地方學校設立の初とす(學制發布以前の許可)同六年五月廿三日景山道遠第二

番小學訓導學長兼務を命せらる(當時鳥取本町校を第一番となし境校を第二番とせしなり)境郷校は渡邊止人杉山雅宜兩人の志願に成る二人の功没すべからざるなり夫より公立境尋常小學校は繼續して明治廿五年六月二十日新築落成式を舉行す今尙進んで移轉新築工事中なり學校沿革商業補習學校其他の事項は他の書冊に詳かなれば省略す

因に「隱岐新報第五號教育欄抄出、二縣文壇の礎、鳥取縣。鳥取新報(因幡)因伯時報(因幡)鳥取毎夕新聞(因幡)鳥取文庫(因幡)私立境圖書館(伯耆)島根縣。山陰新聞(出)島根新報(出雲)松陽新報(出雲)松江圖書館(出雲)濱田圖書館(石見)郡立益田圖書館(石見)隱岐新報(隱岐)」

○第十四 諸官衙

境警察署、境郵便局、境測候所、境海務署、境稅關支署、境航路標敷、米子區裁判所境出張所、縣立境娼妓病院、境海軍水雷艇定繫所(境港の對岸八束郡森山村字宇井に在り)

○第十五 町役場

近古の境より筆を起せば明應九年(寄杉本平太夫を近古初代として「現町長」自治制第五期町長西久平に至る三十九代當明治三十七年にて此年數四百五年連綿たり「詳細は境近古累代紀事に在り」現今の町役場は明治十七年新築起工翌十八年四月二十五日落成式舉行す

○第十六 倉庫

舊藩主池田家の所有にして藩政の頃創設したる融通會所の倉庫として四十有餘棟あり(土俗頃ふ)「さても美事や境の港、東入口御臺場で西は御爲替御藏なり、千石船でも横附けに、傳船いらすの良港すあしはなれて遊龜町玉屋に飴屋に丹羽の茶屋」從前の儘現存して今尙盛んなり、又他に近年の創設に係る境倉庫面谷足立合名會社等あり

○第十七 神社

郷社餘子神社、合殿、正仙神、無社尊流人皇七代孝靈大皇倭日子賦斗爾尊、蛭子神、客神「舊は客大明神と稱せり」の二末社あり大港神社、の末社北野神社あり龜井神社、の末社西灘神社あり、岡畑神社、同社殿内木野山神社あり

金刀比羅宮は光祐寺境内に鎮祭荒神、(舊花町の鎮座)合殿大敷網惠美須神、
「花町開發記に詳かなり」諏訪神、船魂神在り三十二年七月十六日諏訪、船魂
の二神を壹丁余里道の西側へ移したり右の外諸神社の詳細は境年中行事
にあれば茲に略す「附記」神佛説教所は日蓮宗八品派、眞宗大谷派、基督教講
議所、日蓮宗教會場開妙永運結社、神道直轄天理教會小濱支教會所境出張
所、黒住教講社境説教所、

因に全國各府縣に於ける神宮以下神社の總數は十九萬五千三百五十六社、
内神宮一、官幣大社四十三、中社二十六、小社三、別格官幣社二十一、國幣中
社四十九、小社二十六、府縣社五百四十三郷社三千二百十八、村社五萬三千
三十七、境外無格社十三萬八千八百八十九社にして之に奉仕する神職總人數
は一萬六千三百六十五人なり其内譯神宮に七十三人、官幣大社に百六十二
人、中社に八十六人、小社に六人別格官幣大社に六十四人、國幣中社に百五
十人、小社に六十六人、府縣社に八百九十六人郷社に三千七百二人、村社に
九千二百二十八人、境外無格社に千九百三十一人等なりと

第十八 寺院

光祐寺(淨土宗心龍山)一ヶ寺、舊朝日町に阿彌陀堂一字、往昔は八ヶ寺あり
しと寺院の名目今尙殘れり曰藥師寺曰法正坊、曰吉祥院、曰泥蓮寺、曰生蓮
寺、曰代臺寺、曰追鐘寺、曰洞光寺等なり。古法印の名目は與佐院、左海院、天
來院、の三院ありしと舊記に見へたり、

因に全國寺院住職數、其筋の最近調査に據れば全國各宗寺院總數は五萬三
千百二十九人にして其内譯は天台宗二千八百二十八人、眞言宗七千四百五
十九人、淨土宗五千九百七十一人、臨濟宗四千三百十三人、曹洞宗一萬千七
百三十六人、日蓮宗四千六百十三人、黃蘗宗三百六十三人、眞宗一萬五千六
百七十六人、時宗三百八十七人、融通念佛宗三百三人、法相宗十一人、華嚴宗
十二人等なりと、

第十九 名勝

當地は古來より稱して大振袖の浦とも云ひ又は錦の浦とも云じ由東は灣に
臨み北は内海を帯び向ふは山嶽重疊して實に其風光最も絶奇なり東南は灣

を隔て遙かに大神山を眺望し洋中朝日の出るを座して見る
後鳥羽帝此地に泊し給ひて
しるらめや、うさみほささの、濱千鳥、

なくくしはる、袖のけしきを、

故郷を、しのぶ夜毎に、したひきて、

久 忠

枕はなれぬ、波の音かな、

ひき放つ、矢よりも早く、行く船は、

貞 足

弓の濱風、追手にや吹く、

出入の帆影涼しや、夜見ヶ濱、

青 蛙

後鳥羽帝と當町は縁因深き地なるにや承久三年隱岐國へ御遷幸の砌り御鳳葦
を駐め給ひて風待し玉ひしと六百五十三年の長々敷星霜を経て後ち即ち明
治六年十一月十六日御遺骸御還迎の今日再び御輿の二夜三日此地に御駐葦
あり正三位慈光寺有仲

寄 玉 祝

有 仲

新玉の、たまの光の、久母ら女や

八百万代の、末かすね迄、

皇の、冠の玉の久母らめや、

八百よろづ世の、末かすね迄

○第二十 古 蹟

當所に方今古蹟と稱すへき者は確然朋際ならずと雖も古老の言傳には往古
天皇七代孝靈天皇の皇子正武彦命四十五代の苗裔夜見島宿禰の在住せし
處なりと同家出雲の國主對馬守源義清と古大松樹の下に於て堅く起誓して
結婚の式を擧し地なりと今尙當地誓松と云ふ字の地名あり言傳ふ古歌あり
今は、や、誓の松も、枯果て、

かはらのものは、名のみなりけり、

承久三年秋七月廿七日 後鳥羽帝隱岐國遷幸の節鳳葦を此地に駐め玉ふ依
て市中今猶東西小路號の残りて唱ひ來るものは茲に權輿すといふ此地に兩
個の古井あり言傳ふ承久年間 後鳥羽帝左遷の砌り暫く此地に御駐葦の節

召させ給ひし西小路の御井戸と言傳へ其後元弘二年春三月十九日 後醍醐
帝左遷の砌り暫く此地に御駐筆の際召させ給ひしを東小路の御井戸と言傳
ふ何人のすさびにや

西小路御井戸の歌なりと

御手洗に、さしけし井戸の、水澄みて、

深き心は、あらはれにけり、

東小路御井戸の歌に

れしなへて、濁れる世にも、はよき海、

みる戸の水の、すむを嬉しき、

又天皇邸と言傳ふ地ありて今尙小祠を建て御劔の神と奉祀して微然其遺蹟
を存在す

隣から、垣に結込む、柳哉

夏草や、あらはになりし、帝塚、

天文年間の古戰場にして其頃雲洲尼子氏の一族龜井能登守安綱同國島根郡

和 鳴
全 上

宇井村鈴垂嶽に在城し續て此地を領す其際當所を城府となす故に人家稠密
にして一族郎等邸を此地に占む依て寺院も數々寺あり以下長文に渉るの恐
れあり詳細は境村誌其他の書冊にあり

第二十一 公園地計畫及遊園

公園地計畫の第一着手とし官有地拂下ケ請願の許可あり左に示す

鳥取縣指令受甲第五二六號

西伯郡境町長 西 村 忠 義

明治三十年七月十三日願官有地拂下之件聞届西伯郡境町御臺場百六十七番
舊砲臺場反別壹町四反四畝九步代金五百五圓五錢を以て境町へ拂下ケ但地
代金上納の際登記請求書差出すへし

明治三十年九月九日

鳥取縣知事 深 野 一 三 印

既施設遊園當町の中央南端町續きに位置を占め居る遊龜家千種園は遊覽の
價値あれども只恨らくは狹隘なるのが遺憾なり

○第二十二 海水浴

抑も境海水浴は天賦の風景に富み山水明媚畫圖も首ならず「境港獨案内を
一讀せば文人墨客筆を曳て大に資料を得るならん」亦海水の如きは水質純
良にして齏粉の汚物を混せず。海底恰も玲瓏、加之幾多の鮮魚水中に躍游し
而して垂釣に網羅に其得る所少なからず、故に羹に鱈に亦何と盡すまことを
得んや、此を以て衛生を主とし浴客の健康を強爽ならしむるは素より贅言
を要せずと雖も是全く大醫諸博士の研究して措さる所なり、廈棲構造に至
ては未だ完備せずと雖も、力めて眺望を隱さ清涼を招き、極めて浴客の便
宜を謀り以て炎帝の奇酷を免るゝを得るは是即ち境海水浴場に勝るものな
し。

○第二十三 飲料水

當町は多く戸毎に井戸を堀り居れり概略試験の成績左の如し

氷雪及飲料水検査成績
色 相

臭

○

味

○ 弱ある

反

○ 稍多く

格

○ 稍多く

硝

○

亞

○

安

○

石

○ 稍多く

過

○

硫

○ 少

夾

○

(薬品を以て検査するにあらず)

以上は境全町の内凡る三分の一を明治三十五年六月までに検査したる平均
を掲げし成績なれば追て全町検査済の上更に成績表を發するとす稍飲料
に適する「本港碇泊諸船舶の飲料水は」出雲國八束郡森山村字宇井(當町上

り北方、海を隔て凡る四丁)に大井戸數個を掘り當町大谷虎太郎、荒木勝四郎より販賣す該飲料水試験の成績其の一を茲に掲ぐ
島根縣衛第一一三號
八束郡森山村

加納 松太郎

明治三十四年五月十五日願水質検査之件聞届け別紙成績書を交付す

明治三十四年五月廿一日

島根縣知事

金尾 綾



所在 八束郡森山村大字森山字井田内井水

理學的性質

色

無色

濁

透明

臭

なし

浮遊物

僅微

沈澱物

なし

明形質全量
水百万分中ノ量

硬 度

化學的性質

反 應

弱アルカリ性

硫 酸

(水百万分中ノ量) 二・二分

アンモニヤ

なし

亞硝酸

なし

有機質

(水百万分中ノ量爾倫酸) 二・四三〇七七
(フアリセイ膜沿費氣)

試験時明治三十四年五月十七日

判 定

適

(検査主任吉田、内田)

「備考」同所海岸に境海軍水雷艇定繫所を三十四年創設せられ石炭庫貯水藏の設けあり水源は字大江の谷より發す延長三百二十間水管を敷設して三十

噸の貯水藏に九十六時間にして充滿す最も附近に稀なる善良水なりと云ふ

第二十四 造船場沿革

境村御廻米役所創設は文化元子年にて造船場其他諸建造物悉皆完備して造船に着手したるは同四年なり舊藩主の御手船造船場にして千石以上二千石未滿の制限にて造船及修繕をなし明治廢藩置の頃までは盛大なりしと其後日本形私立造船場は一々枚擧するに遑あらず現今は西洋形船舶造船及修繕をなす境港造船所、里見造船所等あり、

第二十五 蒸船當港へ始て投錨す

第一八雲丸鐵製長サ三十三間余、第二八雲丸木製長サ二十六間、松江藩主松平出羽守定安氏文久二年の度長崎に於て二艘を購ひ夫より江戸品川に航海し翌三年藩地へ航海すと二月六日當港へ投錨す是を蒸船入港の初回とす尋て明治元年會津征伐の初り軍艦寄港碇泊して飲料水梅漬を徵發せしを第二回とす同三年六月蒸船千歳丸筑前久留米藩主の所有船にて北海道より鮮紋槽七百本鯛鮓五百束角田于鱈二千俵を搭載入港碇泊せしを第三回とす貨物

を賣捌く是を蒸船積荷物賣買の嚆矢とす因に鳥取藩主池田慶徳氏領地なるを以て當地の融通會所に御成あり蒸船八雲丸の中海を通航するを御覽遊ばされて詠ませ玉ふ

瓦 德 池 田 慶 徳

世の爲に、まゝつゞくして、かくつちの、

ほのふと水の、力をこみん、

第二十六 山櫻木の和歌と俘虜の取扱と境港の名物

時節柄巻尾に本項を加へたり、替て樺太境界劃定の事あり、幕府は露國と屢々交渉を重ねぬ當時の志士歌ふて曰く、
こと更に、境はたてじ、日の本は、

山櫻木の、あるに任せて、

俘虜の取扱、聊か自盡自賛に似たれども、戦争中文明及び人道主義の發揮せられたるまゝと今回の戦争に對する我國の如きは殆ど其類なし。其一斑は、我國の俘虜取扱の情況に徴して知り得べし

露國軍隊の爲す所を見るに、殘虐蠻行爲さるるなく、忍びざるなし。鴨綠江畔の戰に於ても、露兵は其の捕虜としたる我が兵卒を慘殺し、尙之に止らずして、言ふに忍びざる侮辱を加へずむば甘心せざりき。蛤蟆塘の戰に於て、露國の軍隊は、敵丸によりて負傷し、既に戰鬥力を失して斃れたる我が將卒に對して、尙對敵行爲を加へて快としたりき。然るに我が軍隊の爲せし所を見るに、讐に報ゆるに恩を以てし、敵が殘虐蠻行を致したる同一戰場に於て仁慈の精神を發揮し、敵の屍體は厚く之を葬り、其負傷將卒は、我が負傷將卒と同様に之を收容し、我が將卒の敵の負傷將卒に對するや、殆ど其戰友を見るが如く、或は其の持てる糧食を與へ、或は其携へし水筒の最後の數滴をすらす之を與へて惜まざりき。而して敵の我に投降せしものに對しては、相當の禮遇を以て之を待ち、俘虜將卒をして、我軍の懇切なる待遇に感泣せしめたりき。我軍の敵軍に對するや、其の戰鬥力を有し、之を行使するものに對しては、極力之を攻撃して毫も假借する所なしと雖も、既に其戰鬥力を失したるもの及び我に投降したるものに對しては、單に之を敵視せざるのみ

か、之を待つに仁慈の心を以てし、之を遇するに博愛の精神を以てし、其の病兵に對する猶ほ我の病兵に對するが如く、其の傷兵を遇する猶ほ我の傷兵を遇するが如く、一視同仁、其間殆ど彼我の區別あるなし。

試に我が俘虜收容所に徴せよ、俘虜取扱規則の規定は、文字通りに實行せられつゝあり。彼等に對するや博愛の心を以てし、其の取扱は、軍紀と風紀とに反せざる限り、單に精神上のみか、身體上の自由をも與へ、且つ彼等の名譽と健康とを尊重し、其給養の如き、身分と階級とに應じ、本邦軍人に准じて額を定めあり。彼等は、一の不自由無くして殆ど總ての自由を樂み、一の痛苦なくして、百の快樂を享けつゝあり。

松山に在る俘虜收容所の如き、其位地は、松山市西側大林寺と稱する同市隨一の大寺たり。其の前庭には一面に白砂を布き、後庭には築山泉水ありて好個の遊園たり。編者曰く「此松山市宮古町月照山宗源院大林寺は淨土宗にして我が境町心龍山光祐寺は同宗なり該寺開祖報譽上人龍山無住大和尚は寛永年間の開基にして曾て其寂したるの地を知るものなし依て編者は數十年

の久しき取調に苦心したる結果明治三十二年九月廿一日大林寺住職清田秀嚴師に就て承知したる概要は今の大林寺舊稱崇源寺の三世を繼ぎたるは報譽なり和尚英才にして綠山一文字席に昇進し(中路)淨土本朝高僧傳七卷四丁目に委記す諷誦指南要句集を三卷製述す于時正保四丁亥八月十日に寂す一其の内部は五百餘疊を容るゝ廣さにして其の飲料水は好良、寺内には浴場庵厨衛兵所事務室施療室及び休養室を設け收容所の各委員將校は毎日出張して醫官は診斷治療に従事し通譯官は終日俘虜の爲に便宜を圖り其他の關係職員は彼等を慰問し、充分の愛護を加へつゝあり且つ俘虜の生活を見よ、委員は日課時刻に依り、彼等を起床就寢せしめ殊に屋外運動を奨勵し遊技具を供し被服としては、健康上支障なきものを給し、食料は定規の金額を給する外、商人をして肉類野菜米其他の嗜好品を納入せしめて彼等の隨意調理するを許し、給養上の成績佳良にして、衣食住に於ては殆ど何等の不便をも、缺乏をも感ぜざるなり。

其他我國に於ては、世界に先例なき俘虜情報局を設け俘虜に關する一切の

状況を調査し、問合に對して通信を發し、俘虜に對する寄贈品俘虜の發送にかゝる金錢物品を傳達し、俘虜死亡者の遺留品及び遺言書を保管し、之を遺族若くは關係者に送付し、敵國の戦死者に就き我國陸海軍隊に於て知り得たる事項を調査し且つ之を通信し、戦死者の遺留品及び遺言書ある時は俘虜のものと同様に之を取扱ひをれり。若し夫れ、赤十字病院か敵の傷病將卒に對して如何に懇篤なる介抱と親切なる治療と手厚き待遇とを與へつゝあるかは嗚々する迄もなし。

我軍の行ふ所、我國の爲す所夫れ斯の如し。之を露軍の行ひ、露國の爲す所に比す、其差霄壤も啻ならざるなり。然も、露國は我國を誣るに、文明と人道とを銜ふ野蠻國となし露軍の指揮官は我軍を目するに惡虐暴横を以てし其の部下く士氣日に沮喪し、意氣消耗せむとするを防がむとして、乃ち聲言して曰く、日本軍は東洋の蠻族たり彼に投降するは慘殺を買ふの所以なり如かず、投降して慘殺の辱を受けむよりは、最後迄抗戦して戦死せむにはと。露軍の士卒聞いて以て眞となし、以て絶望的の戦を戦ふ、其の心情定に

隣●察●す●べ●き●も●の●無●か●ら●ず●。
 然●も●其●の●力●盡●さ●て●我●に●投●降●す●る●や●我●の●彼●等●を●待●遇●す●る●や●彼●等●が●開●き●し●所●
 と●全●く●相●反●し●彼●等●は●生●て●地●獄●の●苦●を●受●る●覺●悟●を●以●て●來●り●俘●虜●收●容●所●に●於●
 て●殆●ど●哀●情●な●く●し●て●歡●樂●多●さ●の●樂●園●を●見●出●し●意●外●の●感●滿●足●の●念●感●謝●の●
 情●禁●じ●難●く●寧●ろ●本●國●の●生●活●に●優●る●の●幸●福●を●受●け●て●感●泣●し●つ●つ●あり●即●ち●
 彼●等●は●俘●虜●と●し●て●來●り●殆●ど●珍●客●と●し●て●待●遇●せ●ら●れ●つ●つ●あり●思●ふ●に●今●回●
 の●戰●に●仁●義●の●戰●た●る●ま●と●を●最●も●適●切●に●感●得●し●た●る●も●の●あり●と●せ●ば●ろ●は●恐●ら●
 く●俘●虜●な●る●べ●し●吾●人●は●我●國●の●文●明●と●人●道●主●義●が●砲●聲●轟●き●戰●煙●漲●る●の●裡●
 に●於●て●發●揮●せ●ら●れ●た●る●を●喜●ば●す●む●ば●非●ら●ず●境●港●の●名●物●鱸●蟹●
 夏●來●た●り●鱸●に●名●あり●大●港●
 何●あ●ら●る●あ●り●と●も●み●へ●ぬ●あ●し●か●に●は●
 よ●こ●さ●に●は●ふ●も●す●な●は●な●り●け●り●
 直 青 兄 蛙

境 土 産 (完)

隣●察●す●べ●き●も●の●無●か●ら●ず●。
 然●も●其●の●力●盡●さ●て●我●に●投●降●す●る●や●我●の●彼●等●を●待●遇●す●る●や●彼●等●が●開●き●し●新●
 と●全●く●相●反●し●彼●等●は●生●て●地●獄●の●苦●を●受●る●覺●悟●を●以●て●來●り●俘●虜●收●容●所●に●於●
 て●殆●ど●哀●情●な●く●し●て●歡●樂●多●き●の●樂●園●を●見●出●し●意●外●の●満●足●の●念●感●謝●の●
 情●禁●じ●難●く●寧●ろ●本●國●の●生●活●に●優●る●の●幸●福●を●受●け●て●感●泣●し●つ●ゝ●あり●即●ち●
 彼●等●は●俘●虜●と●し●て●來●り●殆●ど●珍●客●と●し●て●待●遇●せ●ら●れ●つ●ゝ●あり●思●ふ●に●今●回●
 の●戰●に●仁●義●の●戰●た●る●と●を●最●も●適●切●に●感●得●し●た●る●も●の●あ●り●と●せ●ば●る●は●恐●ら●
 く●俘●虜●な●る●べ●し●吾●人●は●我●國●の●文●明●と●人●道●主●義●が●砲●聲●轟●き●戰●塵●漲●る●の●時●
 に●於●て●發●揮●せ●ら●れ●た●る●を●喜●ば●す●む●ば●非●ら●ず●境●港●の●名●物●鱈●蟹●
 夏●來●た●り●鱈●に●名●あ●り●大●港●
 何●あ●る●あ●り●と●も●み●へ●ぬ●あ●し●か●に●は●
 よ●こ●さ●に●は●ふ●も●す●な●は●な●り●け●り●
 青 蛙
 直 見

境 土 産 (完)

明治三十七年六月十六日印刷
二十七年六月廿五日發行

島根縣伯耆國西伯郡境町六百八十五番屋敷手民

編輯兼發行人 小 泉 憲 貞

島根縣出雲國大原郡木次町大字木次町四百五拾九番地

印刷人 細 木 助 四 郎

島根縣出雲國大原郡木次町大字木次町拾番地

印刷所 木 次 活 版 所

島根縣伯耆國西伯郡境町六百八拾五番屋敷

發行所 私立境圖書館

小泉法道居士著書目錄

- 境邊事
- 光祐寺略緣記
- 境港獨案内
- 糸有山陰港輝
- 舊員真想夢の未來記
- 夜見要録

- 境年中行事
- 餅は餅屋
- 境近古累代紀事
- 殖産微力
- 隠岐誌
- 境土産

● 當時編輯中

- 五洲遊暑案内
- 温泉土産
- 温泉御伽話
- 温泉沿革史

- 新編伯耆風土記
 - 富益紀念帳
 - 元弘隱伯權要録事
- 此外境港全國出版等あり

